

令和元年10月28日
内閣サイバーセキュリティセンター

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」の一部改定について

1. 行動計画の改定方針

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」（以下「行動計画」という。）については、平成29年4月18日にサイバーセキュリティ戦略本部にて決定された後、2年が経過する中で、分野によっては、安全基準等の名称等の変更や法改正に伴う条ずれが生じたりしていることから、行動計画を一部改定することとする。

2. 改定内容

行動計画の別紙2を、別添のとおり改定する。（修正点を赤字で記載）

3. 今後の予定

- ・10月28日 第20回重要インフラ専門調査会
- ・次回サイバーセキュリティ戦略本部 決定（予定）

（参考）

○ 行動計画（平成29年4月18日決定）抜粋

VI. 本行動計画の見直し

本行動計画の見直しは、本行動計画の評価を踏まえ、サイバーセキュリティ戦略本部において実施し、そのために必要な調査・検討は、重要インフラ所管省庁の協力を得て重要インフラ専門調査会で行う。

行動計画の見直しについては、行動計画の評価と併せて3年に1度の実施を原則としているが、本行動計画の見直しについては、2020年にオリパラ大会を控えていることを勘案し、大会終了後に実施する。また、社会動向の大きな変化等、本行動計画が想定しえなかった事象が発生した場合は、その限りとししない。

別紙2 重要インフラサービスの説明と重要インフラサービス障害の例

重要インフラ分野	重要インフラサービス（手続を含む） ^(注1)		システムの不具合が引き起こす重要インフラサービス障害の例	左記障害の報告に係る法令、ガイドライン等（サービス維持レベル ^(注2) ）
	呼称	サービス（手続を含む）の説明（関連する法令）		
情報通信	・電気通信役務	・電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること（電気通信事業法第2条）	・電気通信サービスの停止 ・電気通信サービスの安全・安定供給に対する支障	・電気通信事業法（業務停止等の報告）第28条 ・電気通信事業法施行規則（報告を要する重大な事故）第58条 【サービス維持レベル】 ・電気通信設備の故障により、役務提供の停止・品質の低下が、3万以上の利用者に対し2時間以上継続する事故が生じないこと
	・放送	・公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信（放送法第2条）	・放送サービスの停止	・放送法（重大事故の報告）第113条、第122条 ・放送法施行規則（報告を要する重大な事故）第125条 【サービス維持レベル】 ・基幹放送設備の故障により、放送の停止が15分以上継続する事故が生じないこと ・特定地上基幹放送局等設備及び基幹放送局設備の故障により、放送の停止が15分以上（中継局の無線設備にあっては、2時間以上）継続する事故が生じないこと
	・ケーブルテレビ	・公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信（放送法第2条）	・放送サービスの停止	・放送法（重大事故の報告）第137条 ・放送法施行規則（報告を要する重大な事故）第157条 【サービス維持レベル】 ・有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の故障により、放送の停止を受けた利用者の数が3万以上、かつ、停止時間が2時間以上の事故が生じないこと
金融	銀行等	・預金 ・貸付 ・為替	・預金の払戻しの遅延・停止 ・融資業務の遅延・停止 ・振込等資金移動の遅延・停止	・主要行等向けの総合的な監督指針 ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 ・系統金融機関向けの総合的な監督指針

(別添)

重要インフラ分野	重要インフラサービス（手続を含む） ^(注1)		システムの不具合が引き起こす重要インフラサービス障害の例	左記障害の報告に係る法令、ガイドライン等（サービス維持レベル ^(注2) ）
	呼称	サービス（手続を含む）の説明（関連する法令）		
	・資金清算	・資金清算（資金決済に関する法律第2条第5-10項）	・資金清算の遅延・停止	・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針
	・電子記録等	・電子記録（電子記録債権法第56条） ・資金決済に関する情報提供（電子記録債権法第62条及び第63条）	・電子記録、資金決済に関する情報提供の遅延・停止	・事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（12 電子債権記録機関関係）
生命保険	・保険金等の支払い	・保険金等の支払請求の受付 ・保険金等の支払審査 ・保険金等の支払い	・保険金等の支払いの遅延・停止	・保険会社向けの総合的な監督指針
損害保険	・保険金等の支払い	・事故受付 ・損害調査等 ・保険金等の支払い	・保険金等の支払いの遅延・停止	・保険会社向けの総合的な監督指針
証券	・有価証券の売買等 ・有価証券の売買等の取引の媒介、取次ぎ又は代理 ・有価証券等清算取次ぎ	・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第8項第1号） ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（金融商品取引法第2条第8項第2号） ・有価証券等清算取次ぎ（金融商品取引法第2条第8項第5号）	・有価証券売買の遅延・停止	・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針
	・金融商品市場の開設	・有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うための市場施設の提供、その他取引所金融商品市場の開設に係る業務（金融商品取引法第2条第14項及び第16項、第80条並びに第84条）	・有価証券の売買、市場デリバティブ取引等の遅延・停止	・金融商品取引所等に関する内閣府令第112条
	・振替業	・社債等の振替に関する業務（社債、株式等の振替に関する法律第8条）	・社債・株式等の振替等の遅延・停止	・社債、株式等の振替に関する法律（事故の報告）第19条 ・一般振替機関の監督に関する命令（事故）第17条 ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針

重要インフラ分野	重要インフラサービス（手続を含む） ^(注1)		システムの不具合が引き起こす重要インフラサービス障害の例	左記障害の報告に係る法令、ガイドライン等（サービス維持レベル ^(注2) ）
	呼称	サービス（手続を含む）の説明（関連する法令）		
	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品債務引受業 	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券の売買等対象取引に基づく債務の引受、更改等により負担する業務（金融商品取引法第2条第28項） 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引の清算等の遅延・停止 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法（金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の義務）第188条 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（金融商品取引清算機関の業務に関する提出書類）第48条 清算・振替機関等向けの総合的な監督指針
航空	<ul style="list-style-type: none"> 旅客、貨物の航空輸送サービス 予約、発券、搭乗・搭載手続 運航整備 飛行計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> 他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業（航空法第2条） 航空旅客の予約、航空貨物の予約 航空券の発券、料金徴収 航空旅客のチェックイン・搭乗、航空貨物の搭載 航空機の点検・整備 飛行計画の作成、航空局への提出 	<ul style="list-style-type: none"> 航空機の安全運航に対する支障 運航の遅延・欠航 	<ul style="list-style-type: none"> 航空運送事業者分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
空港	<ul style="list-style-type: none"> 空港におけるセキュリティの確保 空港における利便性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒警備等による空港のセキュリティ確保 空港利用者等への正確・迅速な情報提供 航空機への受託手荷物の検査及び搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒警備等に支障が発生することによる空港のセキュリティの低下 情報提供等に支障が発生することによる利便性の低下 航空機への受託手荷物の検査及び搬送の遅延・停止 	<ul style="list-style-type: none"> 空港分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 旅客輸送サービス 発券、入出場手続 	<ul style="list-style-type: none"> 他人の需要に応じ、鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業（鉄道事業法第2条） 座席の予約、乗車券の販売、入出場の際の乗車券等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 列車運行の遅延・運休 列車の安全安定輸送に対する支障 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業法（事故等の報告）第19条、第19条の2 鉄道事故等報告規則（鉄道運転事故等の報告）第5条 鉄道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン

重要インフラ分野	重要インフラサービス（手続を含む） ^(注1)		システムの不具合が引き起こす重要インフラサービス障害の例	左記障害の報告に係る法令、ガイドライン等（サービス維持レベル ^(注2) ）
	呼称	サービス（手続を含む）の説明（関連する法令）		
電力	<ul style="list-style-type: none"> 一般送配電事業 発電事業（一定規模を超える発電事業） 	<ul style="list-style-type: none"> 供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業（電気事業法第2条8項） 小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業（電気事業法第2条14項） 	<ul style="list-style-type: none"> 電力供給の停止 電力プラントの安全運用に対する支障 	<ul style="list-style-type: none"> 電気関係報告規則（事故報告）第3条 <p>【サービス維持レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> システムの不具合により、供給支障電力が10万キロワット以上で、その支障時間が10分以上の供給支障事故が生じないこと
ガス	<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス導管事業 ガス製造事業 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業者自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業（ガス事業法第2条第5項） 自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であつて、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が経済産業令で定める要件に該当するもの（ガス事業法第2条第9項） 	<ul style="list-style-type: none"> ガスの供給の停止 ガスプラントの安全運用に対する支障 	<ul style="list-style-type: none"> ガス事業法施行関係報告規則第1124条 <p>【サービス維持レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> システムの不具合により、供給支障戸数が30以上の供給支障事故が生じないこと
政府・行政サービス	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の行政サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における事務、その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの（地方自治法第2条第2項） 	<ul style="list-style-type: none"> 政府・行政サービスに対する支障 住民等の権利利益保護に対する支障 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
医療	<ul style="list-style-type: none"> 診療 	<ul style="list-style-type: none"> 診察や治療等の行為 	<ul style="list-style-type: none"> 診療支援部門における業務への支障 生命に危機を及ぼす医療機器の誤作動 	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
水道	<ul style="list-style-type: none"> 水道による水の供給 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の需要に応じ、導管及びその他工作物により飲用水を供給する事業（水道法第3条及び第15条） 	<ul style="list-style-type: none"> 水道による水の供給の停止 不適当な水質の水の供給 	<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成25年10月25日付け厚生労働省健康局水道課長通知） 水道分野における情報セキュリティガイドライン

重要インフラ分野	重要インフラサービス（手続を含む） ^(注1)		システムの不具合が引き起こす重要インフラサービス障害の例	左記障害の報告に係る法令、ガイドライン等（サービス維持レベル ^(注2) ）
	呼称	サービス（手続を含む）の説明（関連する法令）		
物流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物自動車運送事業 ・ 船舶運航事業 ・ 港湾運送事業 ・ 倉庫業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業（貨物自動車運送事業法第2条） ・ 船舶により物の運送をする事業（海上運送法第2条） ・ 他人の需要に応じ、港湾においてする船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸の行為等を行う事業（港湾運送事業法第2条） ・ 寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う事業（倉庫業法第2条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送の遅延・停止 ・ 貨物の所在追跡困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物流分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
化学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油化学工業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油化学製品の製造、加工及び売買 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラントの停止 ・ 長期に渡る製品供給の停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準
クレジット	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレジットカード決済 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレジットカード決済サービス（割賦販売法第2条第3項第1号及び第2号並びに第35条の16第1項第2号及び第2項）（注3） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クレジットカード決済サービスの遅延・停止、カード情報の大規模漏えい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針 ・ クレジットCEPTOARにおける情報セキュリティガイドライン ・ （※）今後、割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針において規定する予定
石油	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油の供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油の輸入、精製、物流、販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油の供給の停止 ・ 製油所の安全運転に対する支障 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン

注1 ITを全く利用していないサービスについては対象外。

注2 重要インフラサービス障害に係る基準がない分野については、システムの不具合が引き起こす重要インフラサービス障害が生じないことをサービス維持レベルとみなしている。

注3 ~~改正割賦販売法（施行は、公布（2016年12月9日）から1年6か月以内の政令で定める日）においては、法第2条第3項第1号及び第2号、第35条の16第1項第2号及び第2項。~~

注3 別紙2に記載された内容は令和元年●月現在のものである。法令等の最新の状況については、必要に応じて、所管省庁等へ確認すること。